平成 20 年（2008 年）12 月 3 日
厚　生　委　員　会　資　料
保 健 福 祉 部 障 害 福 祉 担 当
保 健 福 祉 部 障 害 施 設 担 当

第２期中野区障害福祉計画（素案）について

現在の第１期中野区障害福祉計画を改定し、第２期計画を策定する。計画素案は、保健福祉審議会の審議及び答申、障害者自立支援協議会の協議内容等をふまえとりまとめた。

１．　目的

障害者自立支援法に基づき、障害者の自立と社会参加を促進する。

そのために必要な「障害福祉サービス」及び「地域生活支援事業」について、サービスの種類、支給見込量等を定める。

２．　計画期間

平成２１年度（2009 年度）から平成２３年度（2011 年度）までの３年間

３．　計画素案の骨子

（１）計画の基本的な考え方

① 障害者の自己選択と自己決定の尊重・支援
② 区による三障害統一のサービス提供
③ 地域生活移行や就労支援に対応したサービス基盤の整備
④ 障害者計画（保健福祉総合推進計画）との連携

４．　計画素案の構成

第１章 障害福祉計画の概要

計画の位置づけ、目的、計画策定の考え方、計画の期間、サービス見込み量の保、策定プロセス等を示す。

第２章 事業及びサービスの見込量

障害福祉サービス及び地域生活支援事業の各年度に必要なサービス量を見込む。

① 訪問系サービス
② 日中活動系サービス
③ 居住系サービス
④ 相談支援
⑤ 地域生活支援事業

第３章 重点課題への取組み

① 相談支援体制の整備
② 地域生活移行の促進
③ 就労の促進
④ 施設系事業の新体系移行の推進

５．　今後の予定

12 月 10 日(水)	素案の内容を区ホームページに掲載するとともに、地域包括支援センター、障害者福祉会館、保健福祉センター、地域センター、図書館、区役所１階区政資料センターにて配布
12 月 12 日(金)	計画素案の概要について区報特別号を発行
12 月 15(月)～19(金)	区民意見交換会（自治基本条例に基づくもの）
12 月中旬～１月中旬	関係団体等意見交換会の開催
１月中旬	計画案作成
１月中旬～下旬	計画案を厚生委員会に報告
１月下旬～2 月中旬	パブリック・コメント手続
３月上旬	計画決定
３月中旬	新計画、パブリック・コメント結果を厚生委員会に報告

第２期中野区障害福祉計画（素案）の概要

○障害福祉計画の位置づけ

障害福祉計画は、障害者及び障害児が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス、相談支援事業等を計画的に提供するために、これらのサービスの種類・見込量等を定める。

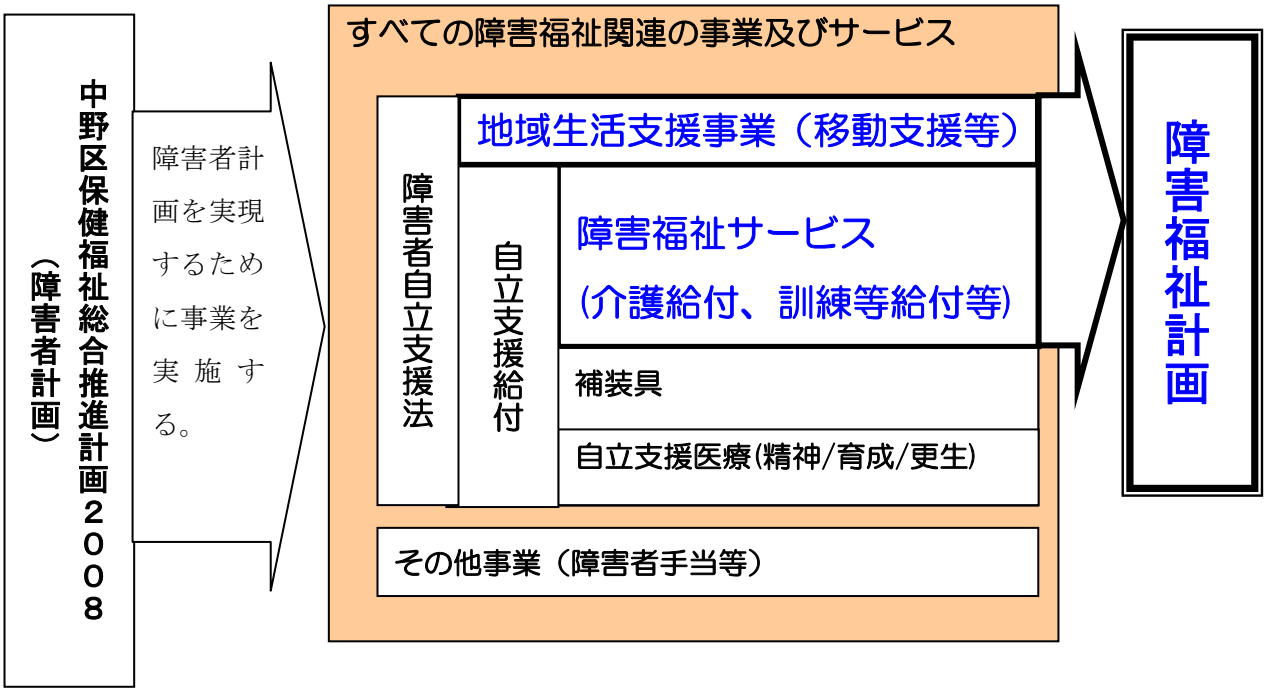

○計画策定の基本的な考え方

計画は次の４点を基本的な考え方として策定する。

障害者の自己選択と自己決定の尊重・支援

障害者が、自己選択と自己決定によって、社会に参加し自ら望む生活を送るために必要な支援を実施する。

区による三障害統一のサービス提供

障害者が社会生活を送るために必要と認められるサービスを提供できる必要量を見込む。

地域生活移行や就労支援に対応したサービス基盤の整備

障害者が地域で自立した生活を送れるよう、施設入所や入院から地域生活への移行や福祉施設から一般就労への移行を支援する。

障害者計画との連携

障害者福祉の基本計画である障害者計画（保健福祉総合推進計画）の方向性を踏まえて推進する。

○計画の期間

平成２１年度（2009 年度）から平成２３年度（2011 年度）までの３年間

重点課題への取組み

1 相談支援体制の整備

障害者が自ら望む生活を送り、社会に参加するために、区の事業を含む多様なサービスの中から自らふさわしいサービスを選択し有効に活用するための支援として、相談支援体制を整備する。

- 障害当事者本人の意向を尊重しながら、適切なサービスを組み合わせた個別支援計画（ケアプラン）を作成し、その評価、見直しを行う「ケアマネジメント」を重視した相談・支援体制を充実する。（**ケアマネジメント機能の強化**）
- ライフステージに応じて高齢福祉や子育て支援などの他の福祉相談や３障害に対応する総合相談体制を「（仮称）すこやか福祉センター」に整備する。また、総合相談では、専門性の確保、ケアマネジメントの充実、たまり場機能などを重視し、個別事例から必要なサービスの開発や改善につなげる役割を担う。（**総合相談機能の強化**）
- 障害者自立支援協議会では、個別ケア会議などで検討事例の積み上げを通じて、福祉サービスの効果的な利用支援により障害者の自立を進めるために、相談支援関係者のネットワークの中核となる組織運営を進める。（**地域自立支援協議会の充実**）

2 地域生活移行の促進

障害者が自立した地域生活を送るためには、地域に生活の基盤をもつことが大切である。区では施設入所や入院から地域生活への移行を支援する。

【退所及び退院による地域生活移行の目標値】

	項目	数値	備考
退所	現入所者数（A）	１６３人	○平成１７年１０月１日現在数
	目標年度入所者（B）	１３１人	○平成２３年度末の見込み
	削減見込（A-B）	３２人（19.6%）	○減少見込み
	地域生活移行数	３２人	○施設入所からグループホーム・ケアホーム等への移行数
退院	現入院者数	１２０人	○平成１７年１０月１日現在
	減少数	４３人	○平成２３年度末の見込み

- 障害者に安心感をあたえ、集団生活を通じて社会生活力の向上に資する場として、必要なグループホームの整備を進める。特に重度障害対応、「体験型」利用や短期入所サービスの併設など、地域生活移行促進の機能を強化する。（**グループホームの整備**）
- 民間アパートの入居には、日常生活の支援・緊急時の対応・家賃債務保証制度などの保証人制度を組み合わせた居住サポート事業を相談支援体制の総合的な取り組みとして進める。（**居住サポート事業の強化**）

- 精神障害者の退院促進を「東京都精神障害者退院促進事業」と連携を図り、区内の退院促進の拠点を整備しながら着実に進める。また、関係機関との連携により、長期入院者を把握し、退院に向けた働きかけを実施する。（**精神障害者の退院促進**）

3 就労の促進

障害者がその能力と意向に基づき、ふさわしい就労形態を選択し、働くことを通じて社会に参加し、その報酬で自らの生活を支えることは障害者が地域で自立した生活を送るうえで重要である。障害者の権利を保障する視点から、就労を支援していく。

【一般就労の目標値】

項目	数値	備考
現在の年間一般就労者数	２５人	○平成１７年度において、一般就労した者の数
目標年度の年間一般就労者数	５０人	○平成２３年度において、一般就労する者の数

- 就労移行支援・就労継続支援事業者、就労支援機関、相談支援事業所、特別支援学校、区内民間企業、ハローワーク等の連携を強化し、就労を一層促進する。（**就労支援関連機関の連携強化**）
- 特例子会社の誘致、障害者支援事業所への区内民間企業からの発注促進、行政業務の優先発注など就労機会の拡大を推進する。（**就労の場・機会の拡大**）
- 就労後の障害者が職場に定着し継続して就労できるよう、障害者福祉事業団や就労移行支援・就労継続支援事業者等の関係事業所により支援を強化する。また、就労後も気軽に就労・生活相談に応じられる相談体制を整備する。（**就労後の生活・定着支援**）
- 精神障害者や重度障害者の就労相談や就労支援について取り組みを強化する。（**精神障害者等への支援の強化**）

4 施設系事業の新体系移行の推進

障害者支援施設は、障害者のニーズを踏まえ、障害者の地域生活移行や就労促進などの課題に対応しながら、障害者の自立を支えるための重要なサービス基盤として、新体系に沿った適正な配置や移行に際して必要な支援を行う。

- 障害者のニーズと区内全体のサービス量のバランスを考慮した施設配置を行う。（**バランスのとれた施設配置**）
- 地域における居住の場としてのグループホーム等を整備する。併せて、地域移行支援型の事業を組み合わせる等、施設入所者や入院中の精神障害者の地域生活への移行を支援する。（**地域の居住の場等の整備**）
- 民営障害者支援事業所について、新サービス体系への円滑な移行を進め、各事業所の移行計画に応じて、自立し安定した事業運営ができるよう、運営基盤の確立を支援する。（**施設の運営基盤の確立**）
- 民間施設の移行状況に併せて、区立施設の新体系移行を計画的に進める。サービスの向上と効率的な事業運営のため、民間活力を積極的に導入する。（**民間活力の導入**）

第２期中野区障害福祉計画

（素案）

２００８年（平成２０年）１２月

中　野　区

もくじ

第１章　障害福祉計画の概要 - 2 -
⑴計画の位置づけ - 2 -
⑵計画の目的 - 2 -
⑶計画策定の基本的な考え方 - 3 -
⑷計画の期間 - 3 -
⑸サービス見込み量の確保 - 3 -
⑹策定プロセス - 4 -
第２章　事業及びサービスの見込量 - 5 -
【訪問系サービス】 - 5 -
⑴居宅介護 - 5 -
⑵重度訪問介護 - 6 -
⑶行動援護 - 6 -
⑷重度障害者等包括支援 - 7 -
【日中活動系サービス】 - 9 -
⑴生活介護 - 9 -
⑵自立訓練（機能訓練） - 10 -
⑶自立訓練（生活訓練） - 11 -
⑷就労移行支援 - 12 -
⑸就労継続支援（A型） - 12 -
⑹就労継続支援（B型） - 13 -
⑺療養介護 - 14 -
⑻児童デイサービス - 15 -
⑼短期入所 - 16 -
【居住系サービス】 - 17 -
⑴共同生活援助（グループホーム） - 17 -
⑵共同生活介護（ケアホーム） - 18 -
⑶施設入所支援 - 18 -
【相談支援】 - 20 -
【地域生活支援事業】 - 21 -
⑴相談支援事業 - 21 -
⑵コミュニケーション支援事業 - 23 -
⑶日常生活用具給付等事業 - 24 -
⑷移動支援事業 - 25 -
⑸地域活動支援センター事業 - 26 -
⑹日中一時支援事業 - 27 -
⑺訪問入浴サービス事業 - 28 -
⑻更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業 - 28 -
⑼自動車運転免許取得・改造助成事業 - 29 -
⑽声の区報等発行事業 - 30 -
⑾手話奉仕員養成事業 - 30 -
⑿精神障害回復者社会生活適応訓練事業（デイケア） - 31 -
⒀福祉タクシー - 32 -
第３章　重点課題への取組み・・・障害者の立場からの支援 - 33 -
⑴相談支援体制の整備 - 33 -
⑵地域生活移行の促進 - 39 -
⑶就労の促進 - 45 -
⑷施設系事業の新体系移行の推進 - 49 -
資料編 - 51 -

第１章　障害福祉計画の概要

(1)計画の位置づけ

障害福祉計画は、障害者自立支援法（以下「法」という。）第８８条に基づく「障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画」です。本計画は「中野区基本構想」及び「新しい中野をつくる１０か年計画」をふまえて策定しました。

さらに、障害者基本法第９条に基づき区が定める「障害者のための施策に関する基本的な計画」（障害者計画）である「（仮称）中野区保健福祉総合推進計画 2008」の改定作業とあわせて、今後重点的に取り組むべき課題を掲げ施策の推進を図ることとします。

障害福祉計画の位置づけ（計画対応事業のイメージ）

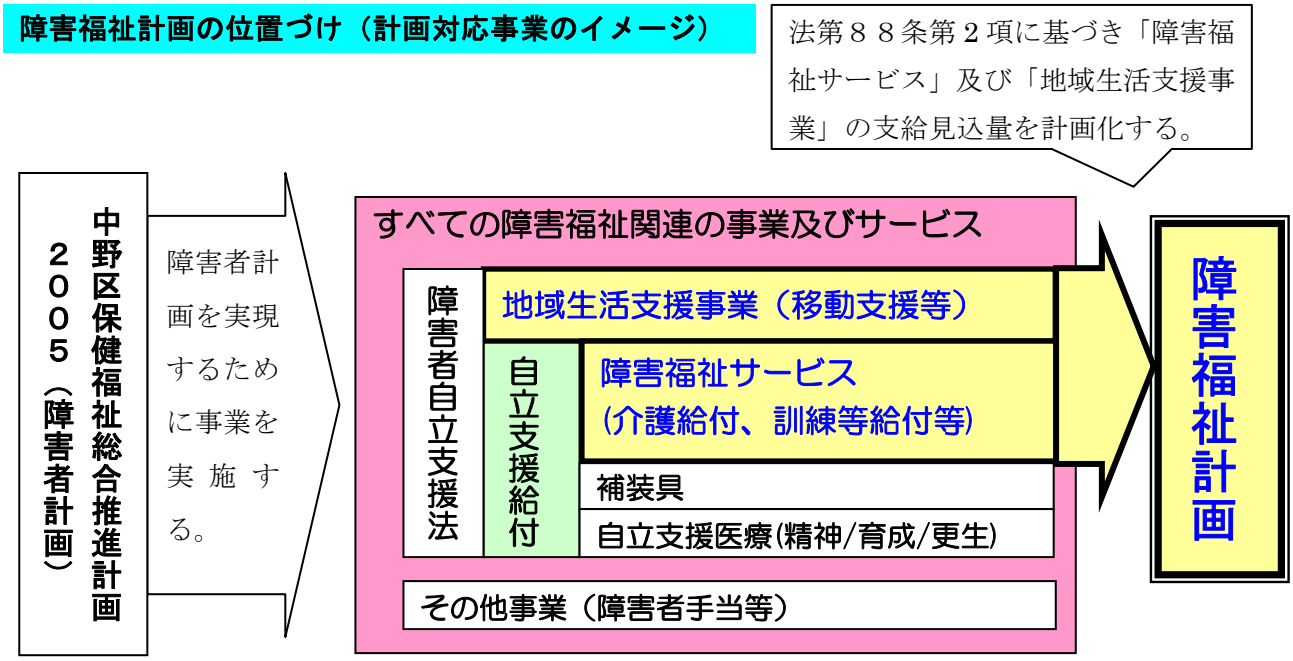

(2)計画の目的

本計画は障害者及び障害児が、自立した日常生活又は社会生活を営むことのできるよう、必要な障害福祉サービス、相談支援等を計画的に提供するために、これらサービスの種類・見込量、提供方法などを明記し、策定します。

⑶計画策定の基本的な考え方

本計画は特に次の点に留意し策定しました。

① 障害者の自己選択と自己決定の尊重・支援

障害者が、自己選択と自己決定によって、社会に参加し自ら望む生活を送るために必要な支援を実施します。

② 区による三障害統一のサービス提供

法により、障害福祉サービスの実施責任は原則として区（基礎的自治体）が負うものとなりました。本計画では、障害者が社会生活を送るために必要と認められるサービスを確実に提供できるよう、その必要量を見込みました。

また、第１期に引き続き精神障害者を対象とするサービスの充実を図ります。

③ 地域生活移行や就労支援に対応したサービス基盤の整備

障害者が地域で自立した生活を送れるよう、施設入所や入院から地域生活への移行や福祉施設から一般就労への移行を支援します。

④ 障害者計画との連携

障害者福祉の基本計画である障害者計画（保健福祉総合推進計画）の方向性を踏まえ、以下の重点事項について積極的に推進します。（第３章参照）

ア．相談支援体制の充実
イ．地域生活移行の促進
ウ．就労の促進

⑷計画の期間

計画の期間は３年間とします。（平成２１年度～２３年度）

⑸サービス見込み量の確保

本計画に定めるサービス見込み量については、これをサービス提供量の上限とすることなく、各年度においてサービス利用状況や障害者の意見を反映して事業実施内容や提供方法を改善しつつ、障害者の自立に必要なサービスを着実に提供していきます。

⑹策定プロセス

本計画の策定に際しては、次の事項をふまえています。（予定含む）

① 平成２０（２００８）年度障害福祉サービス意向調査結果
② 第５期中野区保健福祉審議会答申
③ 中野区障害者自立支援協議会の協議・検討経過
④ 中野区障害者自立支援協議会による障害福祉計画に関するアンケート結果
⑤ 計画素案及びこれに対する意見等（予定）
⑥ 計画案及びこれに対するパブリックコメント結果（予定）

第２章　事業及びサービスの見込量

【訪問系サービス】

(1)居宅介護

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
※障害程度区分が区分１以上

《サービス見込量》

	２１年度	２２年度	２３年度
利用者見込数（時間分）	5,022	5,421	5,820
（１月当たり利用者見込数）	483	545	603

【見込み方】

これまでの支給実績の増減傾向、精神障害者の利用増加などを加味して算出します。

【単位】

時間分（１月当たりの総利用時間：利用者見込数×平均利用時間）

【特記事項】

居宅介護の支給実績は、利用者数・時間とも増加傾向にありましたが、制度が安定してきたこともあり、大きな増減は見込みません。今後は、精神障害者の新規申請及び地域生活移行に伴う利用促進のため障害程度区分新規申請及び支給決定数の傾向から増加を見込みます。

【第１期計画実績】

	18 計画	18 実績	19 計画	19 実績	20 計画
利用者見込数（時間分）	4,862	4,008	5,152	4152	5,460
（１月当たり利用者見込数）	260	270	320	437	350

⑵重度訪問介護

重度の肢体不自由で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護及び外出時における移動支援などを総合的に行います。
※障害程度区分が区分４以上で、二肢以上に麻痺があり、障害程度区分の認定調査項目のうち一定の要件を満たしていること

《サービス見込量》

	21 年度	22 年度	23 年度
利用者見込数（時間分）	12,174	13,110	14,046
（１月当たり利用者見込数）	52	56	60

【見込み方】（１）居宅介護と同じ。
【単位】（１）居宅介護と同じ。
【特記事項】
支給実績からは利用者数・時間数とも微増です。22 年度・23 年度は地域生活移行による利用増をふまえて見込みます。

【第１期計画実績】

	18 計画	18 実績	19 計画	19 実績	20 計画
利用者見込数（時間分）	9,573	10,757	10,384	11,238	10,812
（１月当たり利用者見込数）	49	41	51	48	53

⑶行動援護

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等が、危険を回避するための必要な支援、外出介護を行います。
※障害程度区分が区分３以上であって障害程度区分の認定調査項目のうち一定の要件を満たしていること

《サービス見込量》

	21 年度	22 年度	23 年度
利用者見込数（時間分）	144	168	168
（１月当たり延利用者見込数）	6	7	7

【見込み方】（1）居宅介護と同じ。
【単位】（1）居宅介護と同じ。
【特記事項】
　20 年度途中の支給実績を加味して見込みます。（20 年９月分　５名　120.5 時間）。なお、支給実態からは月により利用時間数の２倍近い差があることから、平均値を用いて見込みます。
　なお、支援に相当の経験・スキルを要し、ヘルパーの人材確保が困難と言われていることから、事業者間の連携のしくみの強化や研修への支援等適宜サービス提供への支援を進めます。

【第１期計画実績】

	18 計画	18 実績	19 計画	19 実績	20 計画
利用者見込数（時間分）	50	57	100	67	200
（１月当たり利用者見込数）	1	3	2	3	4

(4)重度障害者等包括支援

介護の必要性が特に高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
※障害程度区分が区分６以上であって障害程度区分の認定調査項目のうち一定の要件を満たしていること

《サービス見込量》

	21 年度	22 年度	23 年度
利用者見込数（時間分）	※	※	※
（１月当たり利用者見込数）	※	※	※

※見込量は(2)重度訪問介護として計上します。
【見込み方】（1）居宅介護と同じ。
【単位】（1）居宅介護と同じ。
【特記事項】
　《サービス見込量》については、指定事業者のサービス提供が進まない現状から利用見込者数及び時間数を見込むことが困難であり、重度訪問介護に合わせて計上します。
　常時医療的なケアを必要とする障害者等が複数のサービスを組み合わせて利用することで、地域生活を支援するものですが、東京都内でも利用実績のないのが

現状です。これは、対象となる重度障害者に対して包括的なサービスを提供できる事業者が極めて少ないことが理由と推測されますが、可能な限り区内でサービスを利用できる環境を整備するために、事業者の支援・確保に努め、必要な支援を適切に実施します。

【第１期計画実績】

	18 計画	18 実績	19 計画	19 実績	20 計画
利用者見込数（時間分）	※	0	※	0	※
（１月当たり利用者見込数）	11	0	12	0	13

【日中活動系サービス】

【留意事項】日中活動系サービス及び地域活動支援センター（地域生活支援事業）については、事業所等と、今後就労移行の機能の強化等ついて検討する中で、見込み量が変わる場合があります。

(1)生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
※①・②のいずれかに該当する者
①障害程度区分が、区分３（障害者施設入所者は区分４）以上
②年齢が５０歳以上の場合は、障害程度区分が、区分２（障害者施設入所者は区分３）以上

《サービス見込量》

	21 年度	22 年度	23 年度
利用者見込数（人日分）	3,606	4,728	6,326
（１月当たり利用者見込数）	199	265	359
（区内事業実施箇所見込数）	7	9	9

【見込み方】
現在の法内施設利用者のうち障害程度区分が区分３以上又は５０歳以上の区分２以上に該当する者の見込数を基礎として、各事業所の移行予定、利用者数の増減傾向、小規模作業所利用者等のうち新たに対象と見込まれる者の数を加味して算出します。

【単位】
人日分（１月当たりの総利用日数：利用者見込数×平均利用日数）

【第１期計画実績】

	18 計画	18 実績	19 計画	19 実績	20 計画
利用者見込数（人日分）	680	610	1,870	1319	2,380
（１月当たり利用者見込数）	40	37	110	67	140
（区内事業実施箇所見込数）	1	1	2	2	7

⑵自立訓練（機能訓練）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。（利用者の要件有・有期限）

《サービス見込量》

	21 年度	22 年度	23 年度
利用者見込数（人日分）	142	158	174
（１月当たり利用者見込数）	20	22	24
（区内事業実施箇所見込数）	1	1	1

【見込み方】

現在の身体障害者更生施設の利用者数を基礎として、入所施設の入所者の地域生活への移行の目標、平均的なサービス利用日数等を勘案して算出します。

【単位】

人日分（１月当たりの総利用日数：利用者見込数×平均利用日数）

【特記事項】

利用対象者（見込み）のうち、病院・入所施設を退院・退所した人のリハビリテーションのため障害者福祉会館を利用していた人について、同施設が平成１８年１０月に指定事業者として移行しました。

【第１期計画実績】

	18 計画	18 実績	19 計画	19 実績	20 計画
利用者見込数（人日分）	340	116	340	159	340
（１月当たり利用者見込数）	20	25	20	26	20
（区内事業実施箇所見込数）	1	1	1	1	1

⑶自立訓練（生活訓練）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。（利用者の要件有・有期限）

《サービス見込量》

	21 年度	22 年度	23 年度
利用者見込数（人日分）	273	591	946
（１月当たり利用者見込数）	15	27	41
（区内事業実施箇所見込数）	0	1	2

【見込み方】

施設入所者であって生活介護事業の対象者と見込まれる者以外の者、地域において親等と暮らす者であって自立生活を希望する者、退院可能精神障害者等のうちから生活訓練の対象と見込まれる者の数に、平均的なサービス利用期間を加味して算出。

【単位】

人日分（１月当たりの総利用日数：利用者見込数×平均利用日数）

【第１期計画実績】

	18 計画	18 実績	19 計画	19 実績	20 計画
利用者見込数（人日分）	0	45	0	123	102
（１月当たり利用者見込数）	0	5	0	9	6
（区内事業実施箇所見込数）	0	0	0	0	1

⑷就労移行支援

一般企業等での就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。（利用者の要件有・有期限）

《サービス見込量》

	21 年度	22 年度	23 年度
利用者見込数（人日分）	362	651	940
（１月当たり利用者見込数）	21	42	59
（区内事業実施箇所見込数）	1	3	5

【見込み方】

現在の福祉施設利用者で生活介護事業の対象と見込まれる者以外の者、特別支援学校卒業者等新たに就労移行支援の対象と見込まれる者、退院可能精神障害者のうち就労移行支援の対象と見込まれる者の数に、平均的なサービス利用期間を加味して算出します。

【単位】

人日分（１月当たりの総利用日数：利用者見込数×平均利用日数）

【第１期計画実績】

	18 計画	18 実績	19 計画	19 実績	20 計画
利用者見込数（人日分）	0	15	400	195	600
（１月当たり利用者見込数）	0	5	20	10	30
（区内事業実施箇所見込数）	0	0	1	1	2

⑸就労継続支援（A 型）

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

《サービス見込量》

	21 年度	22 年度	23 年度
利用者見込数（人日分）	71	71	71
（１月当たり利用者見込数）	4	4	4
（区内事業実施箇所見込数）	1	1	1

【見込み方】

日中活動系サービス全体の見込量から、就労継続支援以外の介護給付・訓練等給付の対象者と見込まれる者の数を控除した数のうち、就労継続支援（A 型）の対象として適切と見込まれる数を勘案して算出します。

【単位】

人日分（１月当たりの総利用日数：利用者見込数×平均利用日数）

【特記事項】

障害者の一般就労促進に際して、就労移行支援事業を利用したが企業の雇用に結びつかなかった場合、特別支援学校の卒業生で就職をしたが企業の雇用に結びつかなかった場合、及び企業等の就労経験があるが離職した場合などに対応するサービスとして基盤を整えます。

【第１期計画実績】

	18 計画	18 実績	19 計画	19 実績	20 計画
利用者見込数（人日分）	0	0	560	18	560
（１月当たり利用者見込数）	0	0	28	1	28
（区内事業実施箇所見込数）	0	0	1	0	1

⑹就労継続支援（B 型）

⑸就労継続支援（A 型）に同じ。

《サービス見込量》

	21 年度	22 年度	23 年度
利用者見込数（人日分）	2,253	2,950	6,690
（１月当たり利用者見込数）	132	173	393
（区内事業実施箇所見込数）	6	8	14

【見込み方】

就労継続支援の対象と見込まれる者の数から、A 型の見込み数を控除した数を勘案して算出します。

【単位】

人日分（１月当たりの総利用日数：利用者見込数×平均利用日数）

【特記事項】

就労移行支援事業を利用したが企業等の雇用に結びつかなかった人や５０歳に達している人、就労継続支援（A 型）の利用が困難と判断された人が対象となります。

一般就労への移行がスムーズにいかない場合の対応サービスとして、利用ニーズは増加すると予測されます。

なお、第２期計画期間では旧法施設の大規模な移行が見込まれることから、平均工賃月額の設定は困難ですが、引き続き工賃額向上に支援を行います。

【第１期計画実績】

	18 計画	18 実績	19 計画	19 実績	20 計画
利用者見込数（人日分）	1,020	940	1,020	1,248	2,210
（１月当たり利用者見込数）	60	51	60	71	130
（区内事業実施箇所見込数）	1	1	1	2	6
（区内平均工賃月額目標：円）	9,000	29,368	9,500	31,685	11,500

⑺療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。

※①・②のいずれかに該当する者

①筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であって、障害程度区分が区分６以上

②筋ジストロフィー患者又は重度心身障害者であって、障害程度区分が区分５以上

《サービス見込量》

	21 年度	22 年度	23 年度
利用者見込数（人分）	2	2	2

【見込み方】

現在の重症心身障害児施設（委託病床を含む）、進行性筋萎縮症療養等給付事業の対象者、利用者の増減傾向を勘案して算出します。

【単位】

人分（１月当たりの利用見込数）

【第１期計画実績】

	18 計画	18 実績	19 計画	19 実績	20 計画
利用者見込数（人分）	2	2	2	2	2

⑻児童デイサービス

障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

《サービス見込量》

	21 年度	22 年度	23 年度
利用者見込数（人日分）	290	290	290
（１月当たり延利用者見込数）	45	45	45
（区内事業実施箇所見込数）	1	1	1

【見込み方】

現在の児童デイサービスの利用者数、利用者の増減傾向、日中一時支援事業利用見込者数を勘案して算出します。

【単位】

人日分（１月当たりの総利用日数：利用見込数×平均利用日数）

【特記事項】

第１期計画時には利用見込数を低く、平均利用日数を高く見込んでいました。実績では、ほぼ施設定員数に近い利用があったが、平均日数は２日～１９日程度のバラツキがあったため、第２期では実態に合わせて見込みます。

【第１期計画実績】

	18 計画	18 実績	19 計画	19 実績	20 計画
利用者見込数（人日分）	540	293	540	288	540
（１月当たり延利用者見込数）	27	43	27	45	27
（区内事業実施箇所見込数）	1	1	1	2	1

⑼短期入所

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

《サービス見込量》

	21 年度	22 年度	23 年度
利用者見込数（人日分）	287	287	287
（１月当たり利用者見込数）	48	48	48
（区内事業実施箇所見込数）	6	6	6

【見込み方】

現在の短期入所の利用者数、利用者の増減傾向、新たに利用が見込まれる精神障害者、利用者ニーズ等を勘案して算出。

【単位】

人日分（１月当たりの総利用日数：利用見込数×平均利用日数）

【特記事項】

障害者の地域生活移行を目的とした一時的な利用、保護者の緊急時、就労及びレスパイトのための利用等のニーズは少なくないため、日中一時支援事業へのニーズを勘案しながら、逓増傾向を前提として見込んでいます。

【第１期計画実績】

	18 計画	18 実績	19 計画	19 実績	20 計画
利用者見込数（人日分）	211	447	307	82	474
（１月当たり利用者見込数）	26	26	35	12	68

【居住系サービス】

(1)共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

《サービス見込量》

	21 年度	22 年度	23 年度
利用者見込数（人分）	102	107	116
（区内事業実施箇所見込数）	14	15	16

【見込み方】

現在の施設入所者の地域生活への移行の目標が達成するよう、現在の利用者、これまでの支給実績の増減傾向、精神障害者などの地域生活移行に伴う利用増加などを勘案します。**（地域への自立）**

あわせて、現在区内で保護者等の支援を受けている在宅障害者のうち、支援者の高齢化等の理由により支援の継続が難しいと想定される障害者に対する生活の場の確保についても、これらの一部を見込みます。**（地域での自立）**

【単位】

人分（１月当たりの利用見込数）

【特記事項】

退院・退所による地域生活移行に伴う利用ニーズについては、「第３章（２）地域生活移行の促進」（Ｐ３９）参照。

なお、身体障害者用の整備については、本計画に含まれません。

【第１期計画実績】

	18 計画	18 実績	19 計画	19 実績	20 計画
利用者見込数（人分）	36	55	42	63	50
（区内事業実施箇所見込数）	8	9	10	9	11

⑵共同生活介護（ケアホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
※障害程度区分が区分２以上

《サービス見込量》

	21 年度	22 年度	23 年度
利用者見込数（人分）	※	※	※
（区内事業実施箇所見込数）	※	※	※

※（１）共同生活援助にまとめて計上します。

⑶施設入所支援

入所した施設において、主として夜間、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
※①・②のいずれかに該当する者
①障害程度区分が区分４以上
②年齢が５０歳以上の場合は、障害程度区分が区分３以上

《サービス見込量》

	21 年度	22 年度	23 年度
利用者見込数（人分）	７２	１１８	１７８
区内施設利用者見込数（人分）	３６	４３	４５
（区内事業実施箇所見込数）	１	２	２

【見込み方】
現在の施設入所者数を基礎とし、当該入所者の地域生活への移行目標数を控除した上で、ケアホーム等での対応が困難な者の利用ニーズ等を勘案して算出します。

【単位】
人分（1 月当たりの利用見込数）

【特記事項】
平成２０年１０月までに実施した旧法入所施設利用者全員（159 人）への新体系移行調査によると、利用予定施設は他県等が半数を占めると予想されます。これら施設の新サービス体系移行状況等を常に把握し、適切な利用施設が確保されるよう相談支援を行います。

【第１期計画実績】

	18 計画	18 実績	19 計画	19 実績	20 計画
利用者見込数（人分）	0	0	47	35	107
区内施設利用者見込数（人分）	0	0	40	33	100
（区内事業実施箇所見込数）	0	0	1	1	2

【相談支援】

障害福祉サービスを適切に利用できるよう、障害者の状況を勘案し、サービス利用計画を作成し、利用に関する連絡調整を行います。
地域生活支援事業における相談支援事業と一体で実施することにより、障害者に対する総合的なケアマネジメントの一環として実施します。

《サービス見込量》

	21 年度	22 年度	23 年度
利用者見込数（人分）	10	25	30

【見込み方】

障害福祉サービス（施設入所支援、自立訓練、グループホーム、ケアホーム及び重度障害者等包括支援を除く）の利用が見込まれる者のうち、自ら福祉サービスの利用に関する調整が困難な単身の障害者等、計画的なプログラムに基づく支援が必要と認められる者の数を勘案して算出。

【単位】

人分（1 年当たりの利用見込数）

【特記事項】

相談支援におけるケアマネジメントを充実し、計画的で適切なサービス利用を促すためにも、特に、生活環境が大きく変わる時期での利用を促進します。

【第１期計画実績】

	18 計画	18 実績	19 計画	19 実績	20 計画
利用者見込数（人分）	5	0	20	0	30

【地域生活支援事業】

地域生活支援事業とは、障害者（児）が、その有する能力や適性に応じて、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じたサービスを、柔軟な事業形態によって効率的・効果的に実施する事業です。

障害者の自立と社会参加を支えるために必要なサービスについて、原則無料で提供します。

障害者のニーズやサービス提供者の確保などを勘案し、障害の状況により、サービスの内容や支給基準を見直すなど、自立生活支援の観点から、より効果的で利用しやすい提供を進めます。

(1)相談支援事業

障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や、権利擁護のために必要な支援等を行います。障害福祉サービスを適切に利用できるよう、障害者の状況を勘案し、サービス利用計画を作成し、利用に関する連絡調整を行います。

また、賃貸契約による一般住宅への入居や転居を支援する居住サポート事業を実施し、退院や退所の促進や地域での自立生活を支援します。

知的障害者又は精神障害者に対する成年後見制度の利用を支援します。

《サービス見込量》

	21 年度	22 年度	23 年度
障害者相談支援事業実施箇所数（箇所）	２	３	４
障害者相談支援事業利用者数（人分）（※１）	51,000	53,000	55,000
相談支援機能強化事業の実施の有無	無	有	有
地域自立支援協議会の実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業の実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業利用者数（人分）（※２）	12	24	24
成年後見制度利用支援事業の実施の有無【注１】	有	有	有
成年後見制度利用支援事業利用者数（人分）（※３）	２	２	２

【注１】成年後見制度の利用支援は、中野区成年後見支援事業（中野区社会福祉協議会への委託方式）で対応します。

【見込み方】

相談支援事業の実施箇所数については、障害福祉以外の相談事業全般に関する区政の進捗状況を勘案して算出します。

【単位】

箇所（各事業を実施する事業者又は事業所の数）

人分（※１：１年当たりの延利用者見込数、※２及び３：１年当たりの利用者見込数）

【特記事項】

「第３章（１）相談支援体制の整備」（Ｐ３３）参照。

【第１期計画実績】

	18 計画	18 実績	19 計画	19 実績	20 計画
障害者相談支援事業実施箇所数（箇所）	2	2	2	2	2
障害者相談支援事業利用者数（人分）（※１）	30,000	41,771	31,000	49,611	32,000
相談支援機能強化事業実施箇所数（箇所）	1	0	1	0	1
地域自立支援協議会実施箇所数（箇所）	0	0	1	1	1
居住サポート事業実施箇所数（箇所）	0	0	1	1	1
居住サポート事業利用者数（人分）（※２）	0	0	7	0	10
成年後見制度利用支援事業実施箇所数（箇所）	0	0	1	0	1
成年後見制度利用支援事業利用者数（人分）（※３）	0	0	1	1	2

⑵コミュニケーション支援事業

聴覚その他の障害のため意思疎通に支障がある障害者等に、障害者等とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

《サービス見込量》

	21 年度	22 年度	23 年度
手話通訳者派遣延利用者見込数（人分）	48	48	48
要約筆記者派遣延利用者見込数（人分）	11	11	11

【見込み方】
手話通訳及び要約筆記について、これまでの派遣実績を勘案して算出します。
【単位】
人分（１月当たりの利用見込数。ただし、複数ニーズに対応する場合は１人分とみなします。）

【第１期計画実績】

	18 計画	18 実績	19 計画	19 実績	20 計画
手話通訳者派遣延利用者見込数（人分）	43	37	48	39	48
要約筆記者派遣延利用者見込数（人分）	0	0	11	7	11

⑶日常生活用具給付等事業

重度障害者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付すること等によって、日常生活の便宜を図ります。

《サービス見込量》

	21 年度	22 年度	23 年度
介護訓練支援用具（件分）	18	27	30
自立生活支援用具（件分）	84	63	71
在宅療養等支援用具（件分）	24	25	31
情報・意思疎通支援用具（件分）	74	95	105
排泄管理支援用具（件分）	3,564	3,630	3,900
住宅改修費（件分）	12	16	18

※用具の詳細については、＜資料２＞（P５３）参照
【見込み方】
過去の利用状況、更新年次、利用者ニーズ等を勘案し算出します。
【単位】
件分（１年当たりの支給見込件数）

【第１期計画実績】

	18 計画	18 実績	19 計画	19 実績	20 計画
介護訓練支援用具（件分）	23	9	25	20	27
自立生活支援用具（件分）	52	17	60	30	63
在宅療養等支援用具（件分）	20	16	22	25	25
情報・意思疎通支援用具（件分）	80	40	90	68	95
排泄管理支援用具（件分）	1,752	1537	3,540	3601	3,630
住宅改修費（件分）	12	7	15	9	16

(4) 移動支援事業

障害者等が円滑に外出することができるよう、移動を支援します。

《サービス見込量》

	21 年度	22 年度	23 年度
実施箇所数（箇所）	70	70	70
利用者見込数（人分）	310	313	315
利用者見込数（時間分）	5,977	5,987	5,998
利用者見込数（人分） （障害者福祉会館バス分）	4,000	4,000	4,000
運行実施回数（回） （障害者福祉会館バス分）	1,769	1,769	1,769

【見込み方】

これまでの利用者数や増減傾向を基本に算出します。

【単位】

箇所（区からの委託をうけ、事業を実施している事業者の数）

人分（１月当たりの利用見込数）

時間分（１月当たりの総利用日数：利用見込数×平均利用時間数）

ただし、障害者福祉会館バスの運行実施回数（回）については、７台のバスの総運行回数を、利用者見込数は延べ利用者数を見込みます。

【特記事項】

平成１９年度からは新たに「就職・通所」を、平成２０年度からは「義務教育通学等」を利用対象に加えました。

障害者福祉会館バス事業は、同会館など区内の福祉施設を利用する障害者の交

通手段として送迎バスを運行することにより障害者の更生と自立を援助します。（平成２０年度から地域生活支援事業と位置づけました。）

移動の支援へのニーズに対しては、居宅介護サービスで対応すべきものを除き、支援方法を障害の内容によって、より利用しやすいものに改める等改善を図ります。

【第１期計画実績】

	18 計画	18 実績	19 計画	19 実績	20 計画
実施箇所数（箇所）	50	67	50	73	50
利用者見込数（人分）	221	220	238	244	246
利用者見込数（時間分）	5,248	5041	5,484	5,612	5,566
利用者見込数（時間分）（就職等）	0	—	232	—	232
利用者見込数（人分）（障害者福祉会館バス分）	—	—	3,083	0	3,083
運行実施回数（回）（障害者福祉会館バス分）	—	—	147	0	147

⑸地域活動支援センター事業

障害者に対し、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行う通所型施設として、地域生活を支援します。

《サービス見込量》

	21 年度	22 年度	23 年度
実施箇所数（箇所）	2	2	3
利用者見込数（人日分）	700	700	900
利用者見込数（人分）	35	35	45

【見込み方】

日中活動系サービスの利用対象者に該当せず、いわゆる「居場所」の確保についてのニーズが高い障害者のうち、創作的活動や生産活動の機会の提供によって自立や社会参加に資すると認められる者を算出します。

【単位】

箇所（各事業を実施する事業者又は事業所の数）

人分（１月当たりの利用見込数）

【特記事項】
知的障害者が利用できる地域活動支援センターを整備します。

【第１期計画実績】

	18 計画	18 実績	19 計画	19 実績	20 計画
実施箇所数（箇所）	2	2	2	2	2
利用者見込数（人日分）	700	725	700	609	700
利用者見込数（人分）	35	43	35	44	35

⑹日中一時支援事業

障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息のための支援を行います。

《サービス見込量》

	21 年度	22 年度	23 年度
実施箇所数（箇所）	4	5	6
利用者見込数（人分）	40	50	60

【見込み方】
日中に見守る者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要とされる障害者等の状況やニーズを勘案して算出します。

【単位】
箇所（実施見込箇所数）
人分（１月当たりの利用見込数）

【特記事項】
短期入所事業、緊急一時支援事業（区単独事業）、地域活動支援センター事業で対応すべきニーズを除き、一時的な見守りに対応するサービスを区内に整備します。

【第１期計画実績】

	18 計画	18 実績	19 計画	19 実績	20 計画
実施箇所数（箇所）	1	1	4	1	5
利用者見込数（人分）	5	2	30	4	40

⑺訪問入浴サービス事業

地域における障害者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

《サービス見込量》

	21 年度	22 年度	23 年度
実施箇所数（箇所）	3	3	3
利用者見込数（人日分）	80	100	100

【見込み方】

これまでの利用者の増減傾向、ニーズを勘案して算出します。

【単位】

箇所（実施見込箇所数）

人日分（１月当たりの利用見込数）

【第１期計画実績】

	18 計画	18 実績	19 計画	19 実績	20 計画
実施箇所数（箇所）	1	1	1	1	1
利用者見込数（人分）	140	78	150	52	160

⑻更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業

就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している障害者、身体障害者療護施設を除く身体障害者更生援護施設入所者に対し、社会復帰促進のために支給します。（更生訓練費）

また、身体障害者更生援護施設に入所・通所している者、就労移行支援事業・就労継続支援事業の利用者で、就職等により自立する者に対し、社会復帰促進のために支給します。（施設入所者就職支度金給付事業）

《サービス見込量》

	21 年度	22 年度	23 年度
更生訓練費支給対象者見込数（人分）	24	27	30
施設入所者就職支度金給付対象者見込数（人分）	20	22	27

【見込み方】
　これまでの支給対象者数の増減傾向に基づき算出します。
【単位】
　人分（1 年当たりの対象者見込数）
【特記事項】
　更生訓練費は、平成２１年度１０月から、定率負担に係る利用者負担額の生じない者を対象者とする本則適用となることを勘案しています。

【第１期計画実績】

	18 計画	18 実績	19 計画	19 実績	20 計画
更生訓練費支給対象者見込数（人分）	―	―	30	27	30
施設入所者就職支度金給付対象者見込数（人分）	―	―	3	0	15

⑼自動車運転免許取得・改造助成事業

自動車運転免許取得及び改造に要する経費の一部を助成し、地域生活を支援します。

《サービス見込量》

	21 年度	22 年度	23 年度
利用者見込数（人分）	5	5	5

【見込み方】
　これまでの利用者の増減傾向、ニーズを勘案して算出します。
【単位】
　人分（１年当たりの利用見込数）
【特記事項】
　従来の利用傾向から毎年度一定（少数）の利用が見込まれます。

【第１期計画実績】

	18 計画	18 実績	19 計画	19 実績	20 計画
利用者見込数（人分）	5	4	5	4	5

(10)声の区報等発行事業

文字による情報入手が困難な障害者のために、わかりやすい方法により、地域生活をするうえで必要度の高い情報などを定期的に提供します。

《サービス見込量》

	21 年度	22 年度	23 年度
声の区報等送付人数（人分）	76	76	76

【見込み方】

これまでの利用者の増減傾向、ニーズを勘案して算出します。

【単位】

人分（1 月当たりの送付対象者見込み数）

【状況、対策等】

区報及び教育だよりの内容を音声テープに録音し、利用者に送付します。

【第１期計画実績】

	18 計画	18 実績	19 計画	19 実績	20 計画
利用者見込数（人分）	76	66	76	65	76

(11)手話奉仕員養成事業

聴覚障害者等との交流活動の促進などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。

《サービス見込量》

	21 年度	22 年度	23 年度
養成研修利用者数（人分）	190	190	190
応用コース修了者見込数（人）	23	25	25

【見込み方】

これまでの利用者の増減傾向、ニーズを勘案して算出。

【単位】

人分（１年当たりの利用者見込数）

【状況、対策等】

３コースのカリキュラム（入門・基礎・応用）を設け、３年間の履修をもって手話奉仕員を養成します。事業は民間団体に委託して実施します。

【第１期計画実績】

	18 計画	18 実績	19 計画	19 実績	20 計画
養成研修利用者数（人分）	190	172	190	137	190
応用コース修了者見込数（人）	23	45	25	14	25

(12)精神障害回復者社会生活適応訓練事業（デイケア）

退院直後など、地域での生活が困難な精神障害回復者に対して、レクリエーション、スポーツ、創作活動、調理等の様々な訓練プログラムを提供し、地域での自立生活や就労のための支援を行います。（利用者の要件有・有期限）

《サービス見込量》

	21 年度	22 年度	23 年度
利用者見込数（人日分）	350	370	400

【見込み方】

これまでの利用実績等を勘案して算出します。

【単位】

人日分（１月当たりの総利用日数：利用見込数×平均利用日数）

【状況、対策等】

利用者のレベルに合わせたプログラムによる効果的な訓練を通して短期間で自立ができるように、従来の週半日のサービスに加え、平成１９年度より週２日のサービスを実施しています。

【第１期計画実績】

	18 計画	18 実績	19 計画	19 実績	20 計画
利用者見込数（人日分）	―	―	480	301	480

(13)福祉タクシー

区内に在宅している障害者に対し、タクシー乗車料金に相当するタクシー券を交付し、社会参加活動を支援します。車いすやストレッチャーでの利用可能なリフト付福祉タクシーの予約料金・迎車料金に充てる券も併用できます。（利用者の要件有・有期限）

《サービス見込量》

	21 年度	22 年度	23 年度
利用者見込数（人分）	3,826	3,940	4,058

【見込み方】

これまでの利用実績等を勘案して算出します。

【単位】

人日分（１年当たりの対象者数）

【第１期計画実績】

	18 計画	18 実績	19 計画	19 実績	20 計画
利用者見込数（人分）	―	―	―	3,486	―

第３章　重点課題への取組み・・・障害者の立場からの支援

障害福祉計画は、障害福祉サービス及び地域生活支援事業の提供方法や支給見込量を定めるものです。

本章では、障害者が、障害の状況や本人の意向に基づき、これらのサービスや事業を必要に応じて利用しながら地域で安心して自立生活するために、特に重点的に取り組むべき課題について、基本的な取組み方針を示しています。

(1)相談支援体制の整備

相談支援は、障害者が自ら望む生活を送り、社会に参加するために、区の事業を含む多様なサービスの中から自らふさわしいサービスを選択し有効に活用するための支援として、きわめて重要な役割を担います。

相談支援体制の整備の方針

○ ケアマネジメント機能の強化

障害当事者にとって最も適切な社会資源の活用やサービス利用をアドバイスし、利用を援助するケアマネジメント機能を相談支援事業の中心的な機能として位置づけ、強化を図ります。

【主な取組み】

（１）個別支援計画（ケアプラン）に基づくケアマネジメント

障害者が、自ら望む生活を送るために複数のサービスを選択し、利用する場合には、必要なサービスと利用方法及び量などを内容とする個別支援計画（ケアプラン）を作ることが基本となります。

区が「本人の意向、障害の状況や能力」に応じたサービスの支給決定を行う際にも、本人の意向をふまえた個別支援計画に基づくことが原則です。

（２）モニタリングの強化

障害福祉サービス等の利用については、生活環境の変化や利用の効果に応じて適切に内容・量等を見直すことが必要です。そのためにモニタリングのしくみを整えます。

○ 総合相談機能の強化

知的障害、身体障害及び精神障害を含めた３障害に対応する体制を整えます。「（仮称）すこやか福祉センター」に障害福祉に関する総合相談拠点を整備します。

【主な取組み】

（１）ライフステージを一貫した相談支援体制の整備

障害がわかった時点からライフステージを通じて相談支援を継続して実施できるしくみづくりを進めます。「（仮称）すこやか福祉センター」では、高齢者福祉、子育て支援等複合的な相談に対応できるよう体制整備を進めます。

（２）精神障害者相談の強化

退院促進やこれまで不十分だった福祉サービス利用の支援など精神障害者に対する相談支援を充実します。精神障害者に対する福祉的支援については、精神保健の支援から、ニーズの発掘、福祉サービス利用へと結びついていくことが多く、今後も医療・保健の分野との連携を強化し、サービスの利用促進を図ります。

（３）ネットワークによる相談支援機能の向上

困難事例や複合的な支援要因を抱えるケースに対しては、単一の相談機関での支援より、関連機関が連携することで解決につなげることが有効です。また、障害者にとって最適なかたちで社会資源を活用するためには、様々な関連機関の協力が不可欠です。中野区障害者自立支援協議会による関連機関のネットワーク化を一層促進するなど、連携強化の取組みを進めます。

（４）専門性の確保

３障害に対応する相談機関は、それぞれの障害特性を熟知している必要があります。重度心身障害や行動障害、精神障害、二次障害への深い理解も必要とされます。

こうしたニーズに対し、専門職の配置、専門相談機関や医療機関との連携、個別ケア会議等での複数の関連機関での対応を図る等、多様な方法で専門性を確保していきます。

また、相談支援におけるケアマネジメントを適切に実施するために、カウンセリングの場面において障害の特性に応じたコミュニケーションの方法を確保するなど必要な対策を進めます。

（５）障害当事者活動の支援・強化

障害者相談では、障害者の生活状況や相談内容について理解と共感が不可欠です。生活相談や就労後の経験に基づくアドバイスなど、当事者が対応することで効果的に対応できるニーズも少なくありません。こうした視点から、障害当事者によるきめ細かい相談をピアカウンセリングやピアサポートとして位置づけ、支援・強化します。

（６）相談環境の整備

障害者が相談する場合、相談自体に逡巡している場合もあります。

気軽に集える雰囲気の「たまり場」的な機能と相談機能をあわせもった相談の場を通じて、相談の促進を図ります。

また、「（仮称）すこやか福祉センター」などでは、相談窓口に行くことが困難な障害者等へアウトリーチ（訪問・出張相談）の取組みも進めます。

○ 地域自立支援協議会

中野区では、地域生活支援事業の相談支援事業として、中野区障害者自立支援協議会を設置しています。（根拠：「中野区障害者自立支援協議会設置要綱」）

（１）設置の主旨

障害者等の自立した日常生活及び社会生活に資するために次の事項の実現を目指します。

① 相談支援事業の適切な運営体制の確保
② 障害者等の自立した日常生活及び社会生活のために必要な社会資源の開発
③ 障害者等の福祉に関する関係者の協力関係の構築。

（２）協議する事項

① 相談支援事業の運営、評価及び改善に関すること。
② 障害者等の福祉に関する困難事例等の解決に向けた関係者による協議に関すること。
③ 相談支援事業を行う者の能力開発に関すること。
④ 障害福祉計画の評価及び策定に関すること。
⑤ 障害者等の福祉に関し区長が必要と認める事項

（３）組織

自立支援協議会の組織構成は次のとおりです。

【協議会】　　（全体会）

所掌事項・役割	① 協議会の全体運営に関する事項 ② 課題別検討部会の設置等に関する事項 ③ 課題別検討部会及び個別ケア会議の検討内容報告 ④ 障害福祉計画の評価と改定への提言 ⑤ その他障害者福祉に関する提言
主な構成	当事者・関連団体代表、課題別検討部会代表、事業者、区相談支援担当

【課題別検討部会】

所掌事項・役割	① 担当課題に関する現況調査・分析 ② 課題に関わるサービスや社会資源の改善・開発 ③ 担当課題に関する相談支援体制の強化 ④ 以上の事項の全体会報告
主な構成	障害者、事業所・事業者、区担当者、その他関連機関職員

【個別ケア会議】

所掌事項・役割	① 困難ケース、多問題ケースへの対応協議 ② 相談支援事業者、サービス提供者等の協力によるケアマネジメントの向上 ③ 具体事例を通じた、障害福祉関係の問題・課題把握
構成	障害者、事業所・事業者、区担当者、その他関連機関職員

◇相談支援のながれイメージ図◇

相談支援の現場では、利用者の視点からは A～C の機能は一体的に行われているといえます。制度の運用にあたっても、個別の機能別窓口ではなく、総合的な相談支援の窓口での質の高い相談支援を実施します。

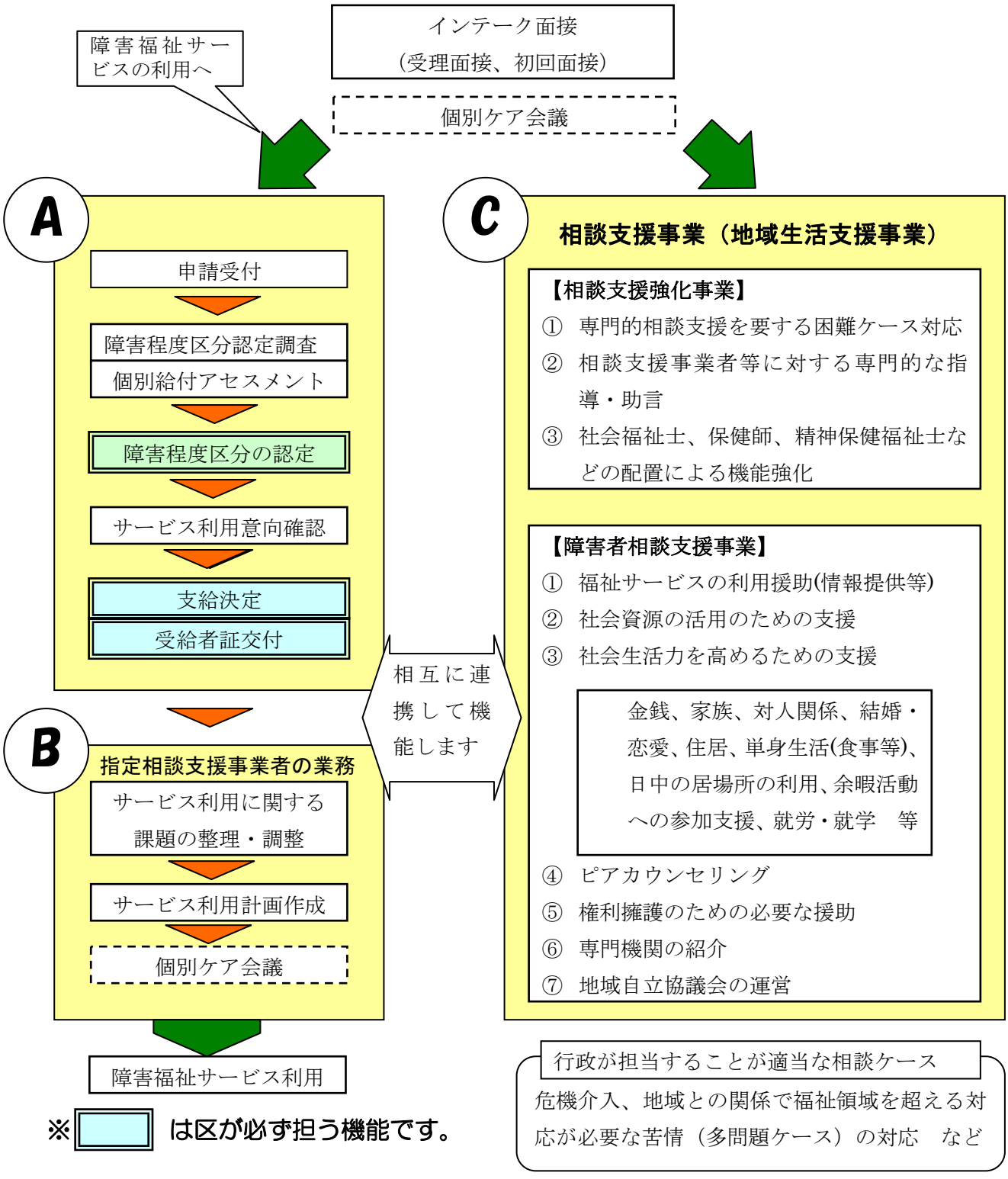

その他の相談支援事業

○ 居住サポート事業（住宅入居等支援事業）

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者の地域生活を支援します。

【概要】

入所施設からの退所、精神科病院からの退院などの地域生活移行を促進するためには、生活基盤のとしての「住まい」の確保は最も重要な支援の一つと言えます。

そのため、障害者うち、賃貸契約で一般住宅に入居を希望しながら、保証人が確保できない等の理由から、支援を必要としている方を対象として、概ね次のような機能を持つ事業を進めていきます。

（ア）入居支援

（イ）24 時間支援

（ウ）関係機関によるサポート体制の調整

現在精神障害者地域生活支援センター（「せせらぎ」）において、精神障害者向け事業を実施していますが、今後知的障害者及び身体障害者向けの事業を拡充していきます。

○ 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用のため、成年後見制度の利用が有効である知的障害者又は精神障害者に対し、制度の利用を支援することにより、これら障害者の権利擁護を図ります。

【概要】

成年後見制度の申立てに要する経費（鑑定費用等）の全部又は一部を助成するなど、成年後見制度の利用を進めます。利用支援は、中野区成年後見支援事業（中野区社会福祉協議会への委託方式）で対応します。

（2）地域生活移行の促進

障害者がみずからの意思に基づいて、自立した地域生活を送ることは、これまでも障害福祉の大きな課題とされ、多方面の関係者の努力と協力により一定の成果をあげてきたと言えます。第２期計画でも、地域生活移行は重点課題のひとつとして数値目標を設定し、そのための支援のあり方を定めます。

福祉施設入所者

【福祉施設の入所者の地域生活移行（退所）の目標値】

項目	数値	考え方
現入所者数（A）	１６３人	○平成１７年１０月１日現在数
目標年度入所者（B）	１３１人	○平成２３年度末の利用人員見込み
【目標値】 削減見込（A-B）	３２人 （１９．６％）	○減少見込み
【目標値】 地域生活移行数	３２人	○施設入所からグループホーム・ケアホーム等への移行数

※ 現入所者には、平成１７年１０月２日以降の入所者を含んでいません。目標年度入所者は現入所者を対象にした数値です。

【見込みに際しての留意事項】

施設入所者に地域生活移行については、障害者の状態、本人や保護者等の意向、旧法施設の新サービス体系への移行計画などの要因が影響することから、十分精査のうえ見込むこととします。

平成２０年１０月までに実施した旧法入所施設利用者全員への新体系移行調査をふまえて移行数を見込んでいます。

【旧法入所施設利用者への新体系移行調査】

	平成 21 年度	平成 22年度	平成 23年度	未定
地域生活移行予定者数	４	６	９	１
内グループホーム・ケアホーム利用予定	（１）	（５）	（５）	―
内区内グループホーム・ケアホーム	（０）	（４）	（０）	―

※ 対象者は、旧法入所施設利用者全１５９人

※ ２０人の移行予定者の ABC 区分は、A８人、B８人、C４人となっており、障害の「重さ」による偏在は少ないのが現状です。現入所施設近隣でのケアホームの整備が進んでいること要因と推測されます。

【旧法施設入所者の退所実績（人数）】

	平成１８年度	平成１９年度	平成２０年度(10 現在)
GH・CH	0	2	0
在宅	通所更生１	在宅１、就労継続Ｂ型１、機能訓練３、生活訓練１、通所授産１	0
施設入所支援(新法)		5	4
その他	死亡１	療護施設１、入院2、死亡5、他保健入所施設3、不明１	0
計	2	26	4
地域移行者数(内数)	1	9	0

精神科病院の入院患者

【精神科病院の入院患者の地域生活移行（退院）の目標値】

項目	数値	考え方
現入院者数	１２０人	○平成１７年１０月１日現在の退院可能精神障害者数
【目標値】 減少数	４３人	○平成２３年度末の利用人員見込み

【見込みに際しての留意事項】

対象者数は第１期計画策定時と変更はありません。

精神障害者の社会的入院患者は、国 72,000 人、東京都 5,000 人と公表されています。ここから人口比で算出される中野区社会的入院患者は、およそ１２０人と考えられます。地域生活支援が必要な対象者数についても同様に、国による約 7 割という推計をあてはめると、地域移行支援が必要な入院患者は約８０人となります。中野区では、この約５割が対象者となると推計しています。

各年度の目標数の内訳は以下のとおりです。

◇各年度の地域移行促進目標数◇（18 年度～１９年度は実績値）

	18 年度	19年度	２０年度	２１年度	２２年度	２３年度
退所者数	1	9	3	4	6	9
退所者累計	1	10	13	17	23	32
退院者数	3	4	6	１０	１０	１０
退院者累計	4	7	１３	23	33	43

住まいに関する支援の充実

平成１８年２月から、公営住宅では身体障害者に加え精神障害者の単身入居が可能となるなど、障害者の住宅の確保策は拡大されつつあると言えます。しかし、単身向け住宅の空室率は低く、区営住宅も同じ状態にあります。また、入居に際して保証人が立てられない、家族からの支援が得られないなど、様々な課題を抱える人が少なくありません。

○ グループホームの整備

世話人によって常時相談が受けられる体制を持つグループホームは、地域における自立生活に向けて取り組む障害者に安心感をあたえながら、集団生活を通じて社会生活力を高めることのできる施設として、必要な整備を計画的に進めていきます。＜共同生活援助、共同生活介護（Ｐ１７）を参照＞

なお、地域生活移行に係るニーズ及び整備見込数は以下のとおりです。

【知的・身体障害者用】（18 年度～１９年度は実績値を反映）

	平成 18 年度	平成 19年度	平成２０年度	平成２１年度	平成２２年度	平成２３年度
地域からの希望者		4	6	9	4	4
退所促進者			1×0.5=0.5 →1	2×0.5=1	4	2×0.5=1
入所希望者(計)		4	7	10	8	5
退所者					2	
累計	31	35	42	52	58	63
施設数	7	8	10	12	13	14

【精神障害者用】（18 年度～１９年度は実績値を反映）

	平成 18 年度	平成 19年度	平成２０年度	平成２１年度	平成２２年度	平成２３年度
地域からの希望者		2	2	2	2	2
退院促進者		4×0.5=2	6×0.5=3	10×0.5=5	10×0.5=5	10×0.5=5
入所希望者(計)		**4**	**5**	**7**	**7**	**7**
退所者		3	2	4	5	7
累計	**5**	**6**	**9**	**12**	**14**	**14**
施設数	**1**	**2**	**2**	**3**	**3**	**3**

【見込みに際しての留意事項】

必要数は、現在地域で生活している入所者と退所・退院促進による入所者の総数を必要戸数としました。

特に精神障害者については、現在地域で暮らしている対象者のうち ２ 名（ここ３年間の実績から）が入所希望するものとし、今後、退院促進の対象者４３名中約５割（国の試算）の患者がグループホームを利用し利用期間も２年と仮定すると、約１４人分のグループホームが必要となります。

○ 地域生活への移行訓練機能の強化

地域生活移行時は環境変化が大きく相当のストレスが生じやすいので、ショートステイ事業等を拡充し「地域生活の体験」の場を確保するなど、段階的で円滑な移行への支援も進めます。

○ 居住サポート

民間アパートへの入居に際しては、緊急時の対応・家賃保障制度などの保証人制度を組み合わせた居住サポート事業を活用し、相談支援体制の総合的な取り組みの一環として推進していきます。

相談支援

○ 総合的な相談支援

相談支援事業者（区含む）は、さまざまな関係者からの情報・意見を調整し、障害者が地域で自立できるための福祉サービス利用や生活に関する支援・助言を行います。＜相談支援（Ｐ３３）を参照＞

病状変化した際の迅速な対応については、日常的な相談活動の中で障害の状況に応じた対処方法を想定しおくことが必要です。専門性の確保に努めるとともに、相談しやすい体制整備を進めます。

地域生活移行に関する相談支援は、区、相談支援事業者、不動産業者、賃貸住宅経営者、日中活動サービス事業者、主治医（入院病院）、入所施設関係者などの間で、新しい生活の構築に向けた十分な検討・調整によって進めていきます。

○ 医療機関との連携

精神障害者にとって適切な処方に基づく服薬は、安定した日常生活を送るために不可欠です。確実な服薬を支援することは再発・再入院防止の大きな要素と言えます。特に、地域生活移行に伴い身近な専門機関で支援を受けられるようにすることが必要です。

区内で精神科、神経科及び心療内科を標榜している医療機関との連携強化や自立支援医療（精神通院）制度で利用可能な訪問看護ステーションの利用を促進し、通院・定期服薬を支援してきます。

○ 「東京都精神障害者退院促進事業」との連携

東京都が実施している「東京都精神障害者退院促進事業」と連携を強化し、条件が整えば退院可能な精神障害者の地域生活移行を推進します。

本事業では、退院のコーディネイト、グループホームを活用したショートステイの実施、精神科訪問看護の利用促進などを総合的に進めることで、地域移行を支援するものです。区は、障害福祉分野、保健福祉センター、精神障害者地域生活支援センター（せせらぎ）、相談支援事業者が連携し、地域生活に必要な相談、日常生活支援、住まいの場整備などを進めます。

日中活動の支援

○ 居宅系サービスの利用促進

退所・退院後の居宅サービスについては、相談支援事業によるケアマネジメントに基づき、十分なサービスの利用を確保していきます。

特に精神障害者については、福祉サービス（居宅介護、地域生活支援事業における移動支援事業など）の利用を促進します。

○ デイケア（精神障害回復者社会生活適応訓練事業）

精神障害者のデイケアサービスは、専門スタッフによる支援により、交流を通じて地域での日中活動の第一歩となります。精神障害者の退院促進の入り口の事業として位置づけ、相談から自立までの総合的な支援という視点から実施内容を充実しました。（平成１９年度から週２日コースを新設しました。）

(3)就労の促進

障害者がその能力と意向に基づき、ふさわしい就労形態を選択し、働くことを通じて社会に参加し、その報酬で自らの生活を支えることは、障害者が地域で自立した生活を送るうえで極めて重要です。

障害者の働く権利を保障する視点から、どのような障害者でも当たり前に働ける環境づくりに努めます。

【一般就労に向けて】

これまで障害者の就労は「一般就労」「福祉的就労」に区別され、限られた「一般就労」者を除けば、「福祉的就労」は一段低い労働としての（場合によっては労働とさえみられない）扱いを受ける場合が少なくありませんでした。そこでは、賃金ともいえないような低賃金（工賃）が当たり前のように語られてきました。

障害者自立支援法は、このような障害者の労働が置かれている状況を変えることをめざしています。障害者の自立の基本的なあり方として、障害者が当たり前の区民のひとりとして働き、その収入によって福祉サービスの対価を支払うことを前提としています。

中野区の障害者が当たり前に働き続けることができるまちを創ることは、これからの障害者の地域生活を計画していく上で、不可欠な要素です。

目標値

【福祉的就労等からの一般就労への移行の促進】

項目	数値	考え方
現在の年間 一般就労者数	２５人	○平成 17 年度において、一般就労した者の数
【目標値】 目標年度の年間 一般就労者数	５０人 （２００%）	○平成２３年度において、福祉的就労等から一般就労する者の数（在宅就労含む）

【注】目標値は、一般就労する全ての障害者数を表すものではありません。

【第１期計画実績】

	18 実績	19 実績	計
一般就労者数（人）	２５	３９	６４

就労の場の・機会の拡大

① 特例子会社の誘致

障害者が通いやすい環境で就労の機会が得られるよう特例子会社の誘致を進めます。

② 区の業務の発注促進

地方自治法施行令の改正をふまえ、区から障害者支援施設・事業所へ物品購入や役務の提供等を優先的に発注し、就労の機会や工賃の向上を支援します。

③ 区内企業との連携強化

区内企業、施設、団体、就労支援機関、区による協議の場を試行的に設け、障害者雇用に向けた課題整理、仕組み作りなどについて検討するとともに就労支援ネットワーク（事業者、団体、就労支援機関、区により構成）の拡大を支援します。

一般就労に向けての支援強化

① 就労に関する相談・情報提供

就労相談機能の充実を図るとともに、就労意欲や作業能力のある障害者の掘り起こしを進めます。

就労支援関係機関等が各々使用している「相談カルテ」について情報共有できるよう書式等を改め、効果的な就労支援を進めます。

② 就労準備支援の強化

就労前訓練の機能充実を図るとともに、特別支援学校や授産施設等と就労支援機関との連携を強化し一般就労移行を促進します。

精神障害回復者デイケア事業終了者が就労に結びつくよう、スマイル社会復帰センター等と就労支援機関との相互連携を強化します。あわせて、精神障害者等の就労支援のしくみを整備するとともに、精神障害者を対象に就労技能養成講座を実施し就職の幅を広げていきます。

③ 職場開拓の推進

区内中小企業等への雇用啓発を行うとともに職場訪問等を通じ障害者雇用のノウハウを提供していきます。

④ 定着支援・生活支援の拡充

相談支援事業の体制拡充等により生活支援を充実していきます。

一般就労した障害者の情報交換等交流の場となっている「たまり場」の拡充を進めます。

⑤ 就労移行支援事業の新規実施

精神障害者社会復帰センターの就労移行支援事業への移行準備を進めるとともに、区立事業所への就労移行支援事業の導入検討を進めます。

また、小規模通所授産施設の就労移行支援事業導入について、法人への積極的な働きかけ及び支援を進めます。

⑥ 授産施設の就労支援の機能強化

ジョブサポーター養成研修等を実施し就労支援援助者のスキルアップを図るとともに施設と就労支援機関の協力体制を強化します。

福祉施設における支援の強化

① 工賃アップの支援

区の発注業務の点検を行うとともに、共同受注の仕組み等を強化し、作業所等の工賃アップを図ります。区役所福祉売店の機能を拡充し区内障害者施設で作製された製品の受託販売等を強化してきます。

② 施設環境の改善

老朽化が著しく、手狭になっているために作業環境が悪いなど、新たな事業展開が困難となっている施設について、区有施設等の活用や新たな民間物件の借り上げ支援により施設環境の改善を進めます。

③ 新体系移行に対応できる運営基盤整備

自立支援給付による自立的・自主的な運営が可能となるような新たな事業展開、また効率的な経営を行うための施設再編等について事業者と協議して進めます。

普及・啓発・広報活動の推進

① 障害者・保護者への啓発

就労意識啓発セミナー等を開催し一般就労へ向けて意識の醸成を進めます。

「知的障害者のための就職準備フェア」等を拡充し企業とのマッチングを推進します。

② 企業・区民等への啓発

区報・ホームページ・パンフレット・便り等を活用し区内中小企業等への障害者雇用の理解を進めていきます。

（4）施設系事業の新体系移行の推進

障害者サービスの大きな柱の一つである日中活動系サービスは、いわゆる「施設サービス」として、障害者の自立を促進するための重要なサービス基盤です。障害者が日常生活を安心して過ごすことができるためには、施設サービスの十分な提供が不可欠と言えます。

今後は、障害者の地域生活移行や就労促進などの課題について、これらの施設サービスが果たす役割を明確にし、適正な配置や必要な支援を行っていきます。

（１）バランスのとれた施設配置（ニーズに応じたサービス提供）

施設の新サービス体系への移行を円滑に進めるためには、障害者のニーズと区内全体のサービス量のバランスを考慮した施設配置が課題となっています。特に「生活介護」や「就労継続支援（Ｂ型）」など利用期間に制限の無い障害福祉サービスへの偏りのないよう十分配慮しながら、区内全体の均衡のとれたサービス供給に向け移行を進める必要があります。

整備にあたっては、障害者が地域で安心した生活を送るために以下の点を基本的な視点として整備を進めていきます。

（ア）サービスの種類、需要量などを明確にします

（イ）サービスを待機することなく提供できるようにします

（ウ）就労を希望する障害者に就労のために必要となる支援を受けられる場を提供します

（２）地域の居住の場等の整備

入所・入院している障害者の地域生活移行の促進と併せて、家族と生活している障害者本人及びその介護者の高齢化のために、在宅及び地域生活が困難となっている家庭が多くあり、住み慣れた地域での日常生活を支えるサービスの拡充が課題となっています。

障害者が退院・退所により、また住み慣れた地域での生活を確保し、自立した日常生活または社会生活を営むために居住の場等の整備を進めます。

（ア）グループホーム等の誘導・整備を計画的に進めます

（イ）障害者本人の休養等と介護者の支援のために短期入所事業の計画的な整備を進めます

（ウ）日中一時支援事業を障害者の住まいの身近な場所で利用できるように拡充します

（３）施設の運営基盤の確立（新体系への円滑な移行支援）

新サービス体系への移行を円滑に進め、安定した施設運営ができるよう事業者と行政が連携を図り、運営基盤を確立することが課題となっています。

障害者から選択される施設として、自立支援給付による自立的・自主的な運営が可能となるよう、新たな事業展開や効率的に運営を行うための施設再編、施設環境の改善、工賃アップのための取組等を積極的に行なえるよう事業者と連携を図り進めます。

また、障害者の希望やその状態に応じて、一般就労移行への取組、福祉的就労や活動プログラムの多様化を図る等サービス提供の充実とともに、定期的な第三者評価受審によるサービス提供の質の確保を進めます。

（４）民間活力の導入による区立施設の整備（サービス向上と効果的な運営）

区立施設は、利用者の高齢化、重度化に加え、福祉サービスの多様化、専門化などに適切に対応するために、施設運営のより一層の効率化が求められ、計画的な委託化など運営体制の整備が課題となっています。

これまで平成２０年度には、精神障害者社会復帰センター、精神障害者地域生活支援センターの民間委託を、また平成２１年度からは障害者福祉会館の指定管理者による運営と民間活力の導入を図っていきますが、今後もサービスの向上と効率的な事業運営を図る観点から、計画的に進めます。

資料編

（1）　障害者数等

＜資料１＞障害者数

【身体障害者（手帳所持者）】

	障害者数	重度	中度	軽度
平成 7	5,306	2,617	1,935	754
8	5,538	2,773	1,999	766
9	5,787	2,895	2,108	784
10	6,030	3,101	2,164	765
11	6,232	3,266	2,220	746
12	6,472	3,444	2,290	738
13	6,605	3,512	2,352	741
14	6,688	3,537	2,394	757
15	6,750	3,593	2,428	729
16	6,886	3,662	2,485	739
17	7,051	3,757	2,554	740
18	7,173	3,825	2,629	719
19	7,208	3,824	2,665	719
20	7,469	3,990	2,757	722

【備考】重度＝１～２級、中度＝３～４級、軽度＝５～６級

身体障害者手帳所持者障害別等級数

障害＼等級		1級		2級		3級		4級		5級		6級		7級		合計	
		計	(児)	計	(児)	計	(児)	計	(児)	計	(児)	計	(児)	計	(児)	計	(児)
視覚		191	4	197	0	49	0	54	1	95	1	60	0			646	6
聴覚･平衡機能		0	0	226	68	23	6	157	1	8	1	184	8			598	84
肢体不自由	上肢機能	41	2	542	1	397	8	205	3	70	0	150	2	128	1	1,533	17
	下肢機能	170	3	252	1	749	1	1,055	2	179	2	102	1	83	3	2,590	13
	体幹機能	287	27	421	19	214	3	0		140	1					1,062	50
	脳原性麻痺	53	6	26	0	15	2	14	1	6	0	5	0	6	0	125	9
	計	557	38	1,241	21	1,375	14	1,274	6	395	3	257	3	217	4	5,316	89
内部障害		1,538	8	122	0	379	11	508	3							2,547	22
音声･言語等機能						119	2	76	2							195	4
合計		2,286	50	1,786	89	1,945	33	2,069	13	498	5	501	11	217	4	9,302	205

【備考】(児)欄は、18歳未満の人数の再掲(内数)。重複障害を有する者については部位ごとに計上し、各部位の等級については便宜上総合判定の等級とした。

【知的障害者（手帳所持者）】

	障害者数	1度	2度	3度	4度
平成 7	785	31	234	276	244
8	792	31	238	275	248
9	804	32	238	280	254
10	822	30	242	288	262
11	842	30	245	292	275
12	792	27	225	270	270
13	823	28	231	287	277
14	841	26	243	284	288
15	878	26	249	295	308
16	883	25	251	292	315
17	912	26	257	307	322
18	899	26	253	297	323
19	901	26	249	294	332
20	1,099	32	316	347	404

【精神障害者（手帳所持者）】

	障害者数	1級	2級	3級
18	931	148	509	274
19	942	132	502	308
20	1,098	128	569	401

＜資料２＞日常生活用具種目内訳（平成２０年４月１日現在）

	種目	
介護・訓練支援用具	特殊寝台	体位変換器
	特殊マット	移動用リフト
	特殊尿器	訓練いす（障害児）
	入浴担架	
自立生活支援用具	浴槽（湯沸器含む）	自動消火装置
	入浴補助用具	電磁調理器
	便器	屋内信号装置
	T 字状・棒状のつえ	音響案内装置
	移動・移乗支援用具	空気清浄器
	頭部保護帽	エアコンディショナー
	特殊便器	移動トイレット
	火災警報器	補聴器対応電話
	専用通報機	フラッシュベル
在宅療養等支援用具	透析液加温器	酸素ボンベ運搬車
	ネブライザー（吸入器）	盲人用体温計（音声式）
	電気式たん吸引器	盲人用体重計
	酸素吸入装置	
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	盲人用時計
	情報・通信支援用具	聴覚障害者用通信装置
	点字ディスプレイ	聴覚障害者用情報受信装置
	点字器	人工喉頭
	点字タイプライター	会議用拡聴器
	ポータブルレコーダー	携帯用信号装置
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	点字図書
	視覚障害者用拡大読書器	
排泄管理支援用具	ストーマ装具	収尿器
	紙おむつ等	
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	